

後川内区自主防災組織規約（案）

（目的）

第1条 自主防災組織を編成し、区民の防災意識を高め、災害防止・軽減等に自主的に参加活動し、安心、安全な生活を確保することを目的とする。

（名称及び本部事務所）

第2条 後川内区自主防災組織と称し、本部事務所は通常は区長宅に置く。

（自主防災組織の構成）

第3条 自主防災組織編成は別図のとおりとする。

- （1）区を東部・中部・西部の三つのブロックに編成する。
- （2）各ブロックにそれぞれに情報収集班、救護班、避難誘導班、給食・給水班を置く。
- （3）上記（2）の各班は別図のとおり各組が担当する。

（各班の活動内容）

第4条 各班の主な活動は次のとおりとする。

- （1）情報収集班 被害情報等の収集に努め本部及び各班に連絡する。
- （2）救護班 救出・救護にあたる。
- （3）避難誘導班 指定された安全な場所への誘導にあたる。
- （4）給食・給水班 備蓄場所より調達し提供する。

（役員及びその任期）

第5条 役員は区役員が当たり、各役員の任期と同一とする。また、各班の班長は担当する組長が当たり、1年交代とする。

- （1）本部長 = 区長
- （2）副本部長 = 副区長
- （3）情報収集連絡部長 = 体育部長
- （4）庶務会計 = 書記会計
- （5）ブロック長 = 体育副部長
- （6）班長 = 各担当組長

(会議及び防災訓練)

第6条 本部長は必要に応じて以下の項目を実施するものとする。

- (1) 役員会の開催
- (2) 防災会議の開催
- (3) 防災訓練の実施

(防災資機材等の管理)

第7条 本部長は管理担当を決め、定期的に点検し資機材の管理にあたらせるものとする。

(災害弱者等に対する対応)

第8条 第6条 1、2、3 項により該当者の把握と訓練を通じ災害時には万全の処置をとるものとする。

(緊急連絡網の編成)

第9条 緊急連絡網を別図のとおり編成する。

- (1) 連絡用の電話は携帯電話とする。
- (2) 個人情報に流出には十分に留意する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、区の組長会に諮って決定する。

附則

- (1) この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- (2) この規約の改廃は、区の組長会において決定する。